

欧州特許庁（EPO）、異議申立手続の迅速化に関する運用を変更

2023 年 12 月 4 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2023年11月30日、統一特許裁判所（UPC）又はEPC締約国にて侵害訴訟又は取消訴訟が提起されている場合に、EPOにおける異議申立手続の迅速化に向けて最大限努力する旨の運用変更の通知をウェブページにて公表した。

概要は、UPC又はUPC協定締約国の国内裁判所等において、欧州特許又は欧州単一効特許に関する侵害訴訟又は取消訴訟を、EPOに対する異議申立手続と並行して提起可能であるが、その場合、EPOは、UPC又はEPC締約国の国内裁判所等から、当該訴訟が提起された旨を通知された場合、（又は当該通知がなくても）異議申立手続の当事者による請求がなされた場合、上記通知又は請求を受けてから3月以内に次の手続（例えば、通知、口頭手続への召喚状）を行うよう最大限努力することで、異議申立手続を迅速化する、というものである。

EPOでは、従前よりEPC締約国の国内裁判所において侵害訴訟が係属している場合に、上記通知又は請求に基づいて、EPOが次の手続を3月以内に行う努力をすることとしていたところ¹、2023年4月にはUPCでの侵害訴訟についても当該手続に含めるべく対象を拡大していた²。今回の通知により、EPOにおける異議申立手続の迅速化についての適用対象が、侵害訴訟に加えて取消訴訟も含まれることとなった。

UPC手続規則298³では、「裁判所は自らの発議で、又は当事者の請求により、欧州特許庁での異議申立手続又は減縮手続（それに続く審判手続を含む）を、欧州特許庁の手続に従って迅速化するよう請求することができる。」としているが、今回の通知により、異議申立手続の迅速化の対象となる手続を、より明確化したものといえる。

－ EPO のウェブページでの公表は、以下参照 －

[Notice from the European Patent Office dated 7 November 2023 concerning accelerated processing of oppositions where an infringement or revocation action has been instituted before the Unified Patent Court or a national court or competent authority of a contracting state](#)

¹ [Notice from the President of the European Patent Office dated 19 May 1998 concerning accelerated processing of oppositions where infringement proceedings have been instituted](#)

² [Notice from the European Patent Office dated 24 April 2023 concerning accelerated processing of oppositions where infringement proceedings have been instituted.](#)

³ （仮訳）規則 298（欧州特許庁における迅速化手続）

裁判所は自らの発議で、又は当事者の請求により、欧州特許庁での異議申立手続又は減縮手続（それに続く審判手続を含む）を、欧州特許庁の手続に従って迅速化するよう請求することができる。裁判所は、そのような請求及びそれに続く迅速化手続の結果が出るまで、規則 295(a)に従って訴訟を中止することができる。